

(7) 健康危機への対応

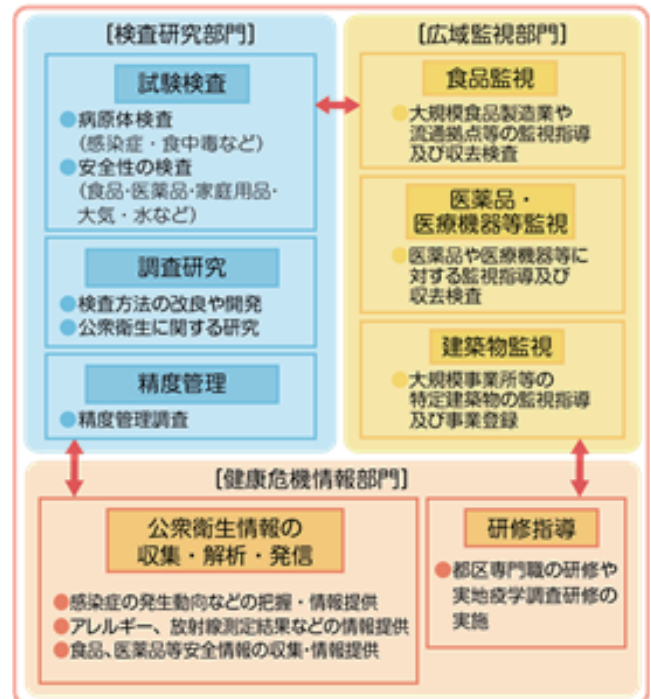
健康危機に備えて

新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ、エボラ出血熱やデング熱などの新興・再興感染症の脅威、食中毒、危険ドラッグ・大麻などの薬物の乱用など、多様化する健康危機から都民の健康と安全を守るための取組を進め、健康危機管理体制の充実を図っています。

健康安全研究センター

健康危機に対応した都の様々な施策を科学的・技術的に支えており、検査研究部門、広域監視部門及び健康危機情報部門が密接に連携し、以下のような業務を行っています。

都民の生命と健康を守るため、健康危機全般にわたる情報を一元的に収集・解析・発信するとともに、健康危機発生時に迅速かつ機動的に対応可能な危機管理体制を確保しています



新型コロナウイルス感染症への対策

令和2年1月24日に都内で初めての感染者を確認して以来、様々な関係機関等と連携して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症への主な取組・対策等の内容としては、以下のようなものが挙げられます。

東京感染症対策センター『東京iCDC』

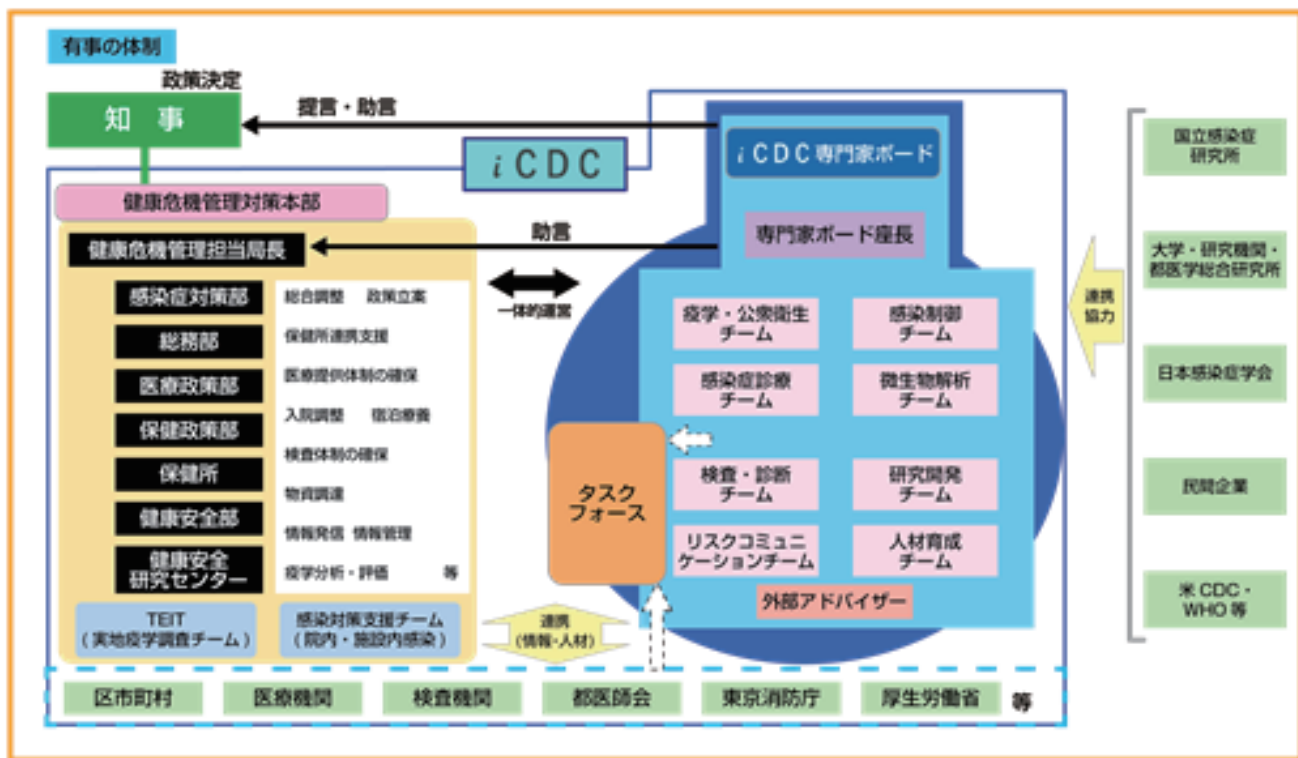
<名称> 略 称 : 東京 iCDC

英語名 : Tokyo Center for Infectious Disease Control and Prevention

日本語名: 東京感染症対策センター

東京 iCDC は、感染症に関する政策立案、危機管理、調査・分析・評価、情報収集・発信など、効果的な感染症対策を一体的に担う常設の「司令塔機能」を設け、知事に対してエビデンスに基づいた助

言を行います。平時から、公衆衛生人材の育成や国内外の自治体・研究機関等とのネットワークの構築などを通じて、インテリジェンス機能を強化します。危機発生時は、平時のインテリジェンス機能を生かして、迅速かつ効果的に対応を図る緊急時オペレーション機能を発揮します。



新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症に関する都民等からの感染不安や予防等の相談に対応するため、電話相談窓口(新型コロナコールセンター)を設置しています。

また、発熱等の症状を呈する患者や、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」による通知を受けた方からの電話相談窓口として、東京都発熱相談センターを設置しています。

保健所支援

新型コロナウイルス感染症対策により業務負担が増大している保健所の支援を行うため、集団発生案件への対応などの積極的疫学調査や、濃厚接触者等を対象としたPCR検査の支援などを担う保健所支援拠点を設置しています。

また、健康安全研究センターでは、各保健所の要請に応じて、東京都実地疫学調査チーム(TEIT)・感染対策支援チームを派遣するなどの技術支援を行っています。

自宅療養者の支援

「自宅療養者フォローアップセンター」を開設し、LINEを活用した健康観察や、自宅療養中に必要な食料品の配送などの自宅療養の支援を行っています。

また、自宅療養期間中に安心して過ごしていただけるよう、「新型コロナウイルス感染症自宅療養者向けハンドブック」を食料品等と同梱し、配布しています。

検査体制

新型コロナ外来及び地域外来・検査センター(PCRセンター)の設置を支援しています。

新型コロナ外来を設置している医療機関等において実施するPCR検査等について、保険適用した場合に発生する自己負担分を都が支援しています。

また、健康安全研究センターでは、保健所から検査依頼を受けた検体のPCR検査等を実施しています。

外来医療提供体制の構築

新型コロナウイルス感染症疑い患者が受診する、新型コロナ外来等を設置し、感染が疑われる人が受診相談窓口やかかりつけ医に相談し、必要と判断された場合に、受診に円滑につなげる体制を構築しています。

入院医療体制の確保

感染拡大状況を踏まえて、都内の医療資源を最大限活用すべく重症度に応じた医療提供体制の整備を進め、通常診療や救急医療体制を維持しながら、流行状況に応じて、段階的に体制を拡大することとしています。感染症指定医療機関、重点医療機関、公的医療機関を中心に病床確保を推進し、感染の拡大状況に応じて、病床を確保しています。

また、新型コロナ調整本部を設置し、保健所と連携しながら入院・転院調整を実施しています。

宿泊療養施設の確保・運営

重症・重篤患者への医療提供確保のため、必ずしも入院治療が必要でない無症状・軽症者の方については、家族や周囲に感染させないよう、また、症状が急変した時にも適時適切に対応できるよう、原則として宿泊療養をお願いし、必要な宿泊療養施設を確保・運営しています。

宿泊療養施設では、看護師が常駐し、毎日の健康観察を行うとともに、随時、健康相談が受けられる体制を整備しています。万が一、症状が悪化した場合には、必要に応じ医療機関を受診・入院できます。

医療資器材の提供

医療機関、保健所、消防機関等に対して、東京都が 備蓄保管する
個人防護具等を配布するとともに、国か ら提供される医療用物資
の配布調整を行っています。

患者情報・感染状況の発信

患者の発生状況や入退院状況等の把握・管理を行う「新型コロナウイルス患者情報管理センター」を設置し、病院や宿泊療養施設等、関係機関から都に集まる情報を集約し、患者情報管理データベースを作成しています。

また、陽性者の状況、検査実施件数、陽性率等を特設サイトにおいて毎日公開しています。

ワクチン接種の体制の構築

都道府県が調整を行う医療従事者等への優先接種について、接種施設となる医療機関の選定や接種施設への支援を行っています。

また、ワクチン接種後の副反応に係る相談など、医学的知見が必要となる専門的な相談に対応する体制を確保するため、看護師や保健師等の専門職が都民からの電話相談に対応する「東京都新型コロナウイルスワクチン相談センター」を開設しています。

新型コロナウイルス等予防ワクチン 開発研究の推進

公益財団法人東京都医学総合研究所において、新型コロナウイルス（COVID-19）だけではなく、今後新たなコロナウイルスが発生した場合にも対応可能な ワクチンの開発研究を推進します。

感染症対策

国際化の進展とともに、これまで国内での発生がない新たな感染症の発生リスクが高くなっており、こうした 感染症の脅威に的確に対応するための対策の強化が必要です。東京都は、平成 30 年 3 月に改定した「東京都 感染症予防計画」に基づき、感染症への備えと対策を推進していきます。

感染症発生動向調査

医療機関から報告される感染症発生状況等の情報を、保健所・都・国を結ぶオンラインシステムにより迅速に収集・解析し、その結果を都民及び医療関係者などに提供・公開します。

感染症指定医療機関

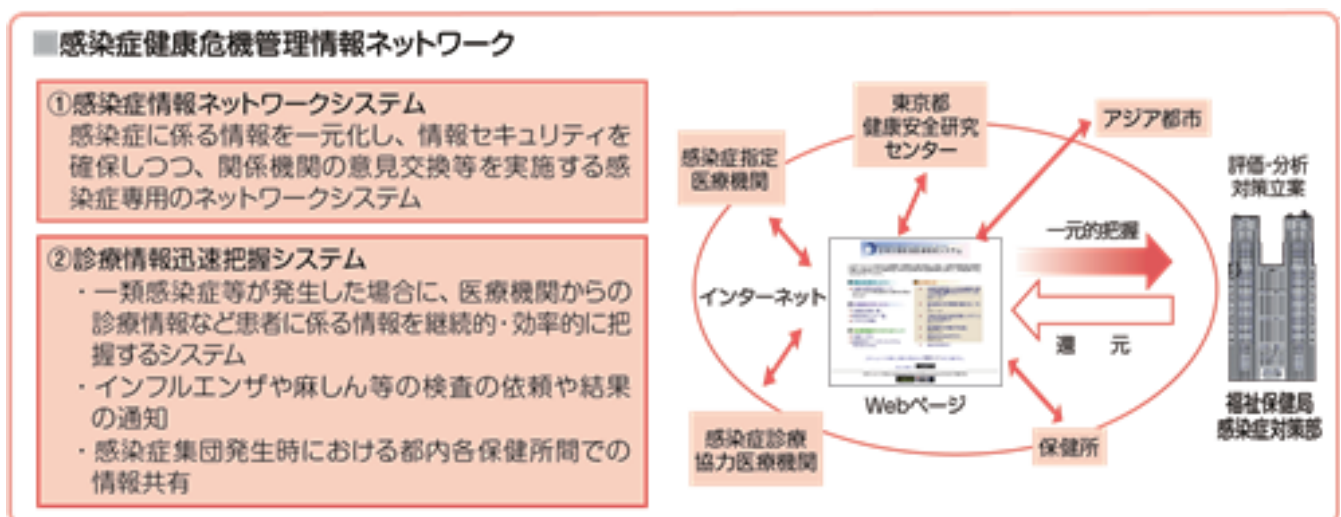
エボラ出血熱などの一類感染症に対応可能な病院を4か所
MERS(中東呼吸器症候群)などの二類感染症に対応可能な病院を
10か所指定しています。

医療費の公費負担

法に基づく入院勧告又は措置により感染症指定医療機関で医療を受けた一類又は二類感染症などの患者の入院医療費を負担します。

感染症健康危機管理情報ネットワーク

都、保健所、感染症指定医療機関、アジア各都市の感染症対策従事者等による情報ネットワークを構築し、迅速な情報の共有化を図るとともに、集約した情報を基に適切な感染拡大防止策を講じます。



蚊媒介感染症対策

輸送手段の発達等による流行国からの病原体の侵入や、地球温暖化等による蚊の生息域拡大などにより、デング熱やジカウイルス感染症など蚊が媒介する感染症の流行が懸念されており、蚊の発生を抑制するため、施設管理者や都民への情報提供、普及啓発のほか、蚊の生息調査及びウイルス等保有調査を実施しています。

また、検査・医療体制の整備や発生時における調査、蚊の駆除等の実施体制を整えています。

一類感染症等対策

患者発生時における感染症指定医療機関への搬送体制を整備するとともに、搬送スタッフや指定医療機関の従事者の感染防護具の充実、定期的な訓練の実施により、発生時の体制を強化しています。

都民等への感染症対策の普及啓発

感染症全般に係る正しい知識を持ち、適切な対応がとれるよう、海外旅行者や外国人入国者に啓発用パンフレットを配布するとともに、企業等における取組を支援するため研修資料の提供などを行います。

また、医療機関における感染防止対策の徹底を図ります

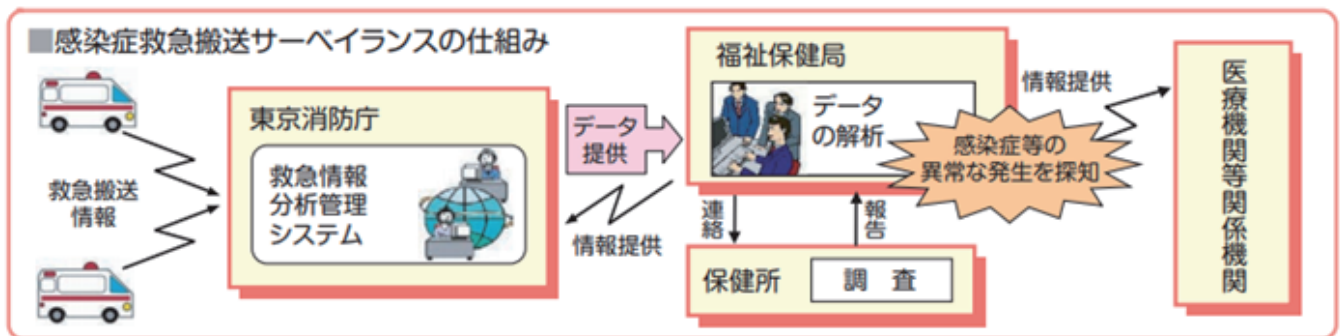
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策

東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領に基づき、訓練等による検証を行いながら、大会期 間中における感染症の発生に備えた情報収集体制や関係機関との連絡体制を整備するなど、感染症対策を強化しています。

また、新型コロナウイルス感染性への対応を踏まえた対策についても検討を進めます。

感染症救急搬送サーベイランス

東京消防庁の救急情報分析管理システムからデータ提供を受け、救急搬送時の症状等の情報を迅速に収集・解析します。解析結果を受けて、異常な事態を探知した場合に、保健所等で地図システムを活用し、発生場所・他地域での発生状況等を確認し、医療機関に速やかに情報提供する体制を整備しています。



アジア感染症対策プロジェクト

アジア感染症対策プロジェクト会議や人材育成研修、感染症情報ネットワークシステムを通じて、アジア各都市の行政機関・医療機関・研究機関などの医師・研究者が、感染症対策などの情報交換を行います。

また、プロジェクトの参加都市間において、共通する感染症の課題についての調査研究を行い、各都市の対策に活用します。

さらに、感染対策従事者を海外の専門機関に派遣し、国内では症例の少ない感染症についての対応策を学び、対応力の強化に役立てます。

新型インフルエンザ等対策

○新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザや同様の影響を及ぼすおそれのある新感染症の発生に備え、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき発生情報の早期把握、地域保健医療体制の強化、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄など、健康危機管理の観点から対策を行っています。

○地域保健医療体制の強化

保健所や医師会等の関係機関と連携し、発生段階に応じた地域保健医療体制の強化を図ります。「感染症医療体制協議会」を設置し、地域医療確保計画の策定を行っています。また、感染症指定医療機関の管轄区域を基本とした10か所のブロックごとに「感染症地域医療体制ブロック協議会」を設置し地域の実情に合わせた保健医療体制の確保を図っていきます。

○医療機関の確保

都内発生早期において、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の診療や確定診断までの経過観察を行う感染症診療協力医療機関と、都内感染期において、入院医療が必要な患者を積極的に受け入れる感染症入院医療機関を確保しています。

○医薬品・医療資器材の確保

抗インフルエンザウイルス薬や患者と濃厚に接触する医療・防疫・搬送従事者の感染を防ぐための防護具等の医療資器材を備蓄しています。

○都民に対する情報提供

新型インフルエンザ等発生時の混乱を回避するため、都民や医療従事者等に対し、新型インフルエンザ等に関する正しい知識や対応方法等の普及啓発を行っています。

結核対策

事業者や区市町村などが実施する結核の定期的健康診断・予防接種に加え、患者に対する療養支援や医療費の公費負担、患者の家族等接触者に対する健康診断など、法律に基づいた対策を実施しています。

また、結核発生動向を迅速に収集・解析し、その結果を都民や医療関係者などに公表するとともに、結核に関する正しい知識の普及に努めています。

結核地域医療ネットワーク推進事業

連携パスを兼ねた服薬ノート(※)の普及を進め、保健所・医療機関・薬局などが連携して結核患者へのDOTS(直接服薬確認療法)を実施し、治療を中断しないよう支援する体制を確立します。
※結核患者の治療状況等の情報を関係機関が記録し、共有することにより、退院後も確実に服薬が続けられるよう支援するためのツール

麻しん・風しん対策

医療、教育、保育、行政等の関係者からなる対策会議を設置し、効果的な普及啓発のあり方等についての協議を行うとともに、区市町村と協力して、妊娠を予定又は希望する女性等を対象に、風しんの抗体検査と予防接種を一体的に提供する取組を行っています。

ノロウイルス対策

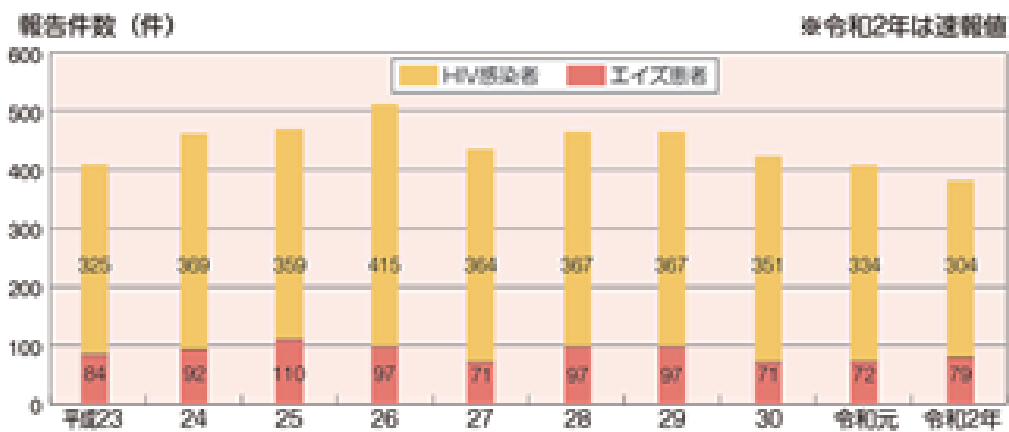
集団発生事例の疫学的研究、迅速検査法の活用、施設や学校での対策の普及啓発等により、感染予防に努めます。

HIV/エイズ対策

都内保健所や東京都新宿東口検査・相談室(平日夜間、土日に通常検査を実施)、東京都多摩地域検査・相談室(土曜日に即日検査を実施)で、HIV検査(匿名・無料)を実施するとともに、保健所や、「東京都HIV/エイズ電話相談」でHIV/エイズについての相談を実施しています。

また、若者がエイズについて主体的に学び、交流する機会を提供するとともに、職域向けにパンフレットの配布や講演会を行うなど、対象者の特性に合った啓発に取り組んでいます。加えて、エイズ診療協力病院の確保及び連携、医療従事者向け講習会の実施、エイズ専門相談員の派遣によるHIV陽性者の療養生活の支援を行っています。

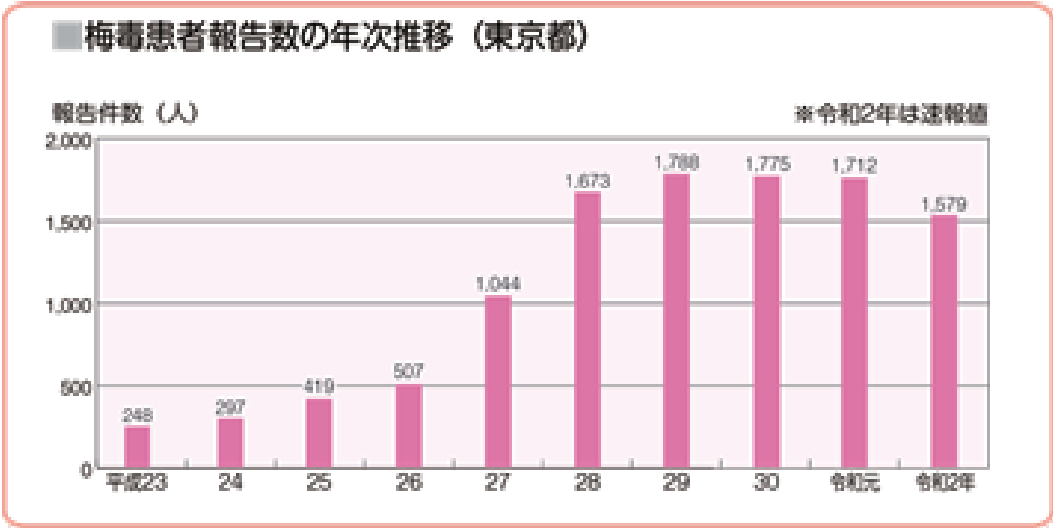
■ HIV感染者・エイズ患者報告数の年次推移(東京都)



性感染症対策

都内保健所や都の検査・相談室では、HIV 検査とともに梅毒などの性感染症の検査を匿名・無料で実施しています。また、性感染症総合サイト「東京都性感染症ナビ」にて性感染症に関する情報を提供しています。

さらに、近年急増している梅毒については、啓発リーフレットを学校、企業、医療機関等に配布しています。



ハンセン病対策

ハンセン病に関する正しい知識の普及に努めるとともに、東京都出身のハンセン病療養所入所者への支援として家族への生活援助

などを行っています。

食品の安全

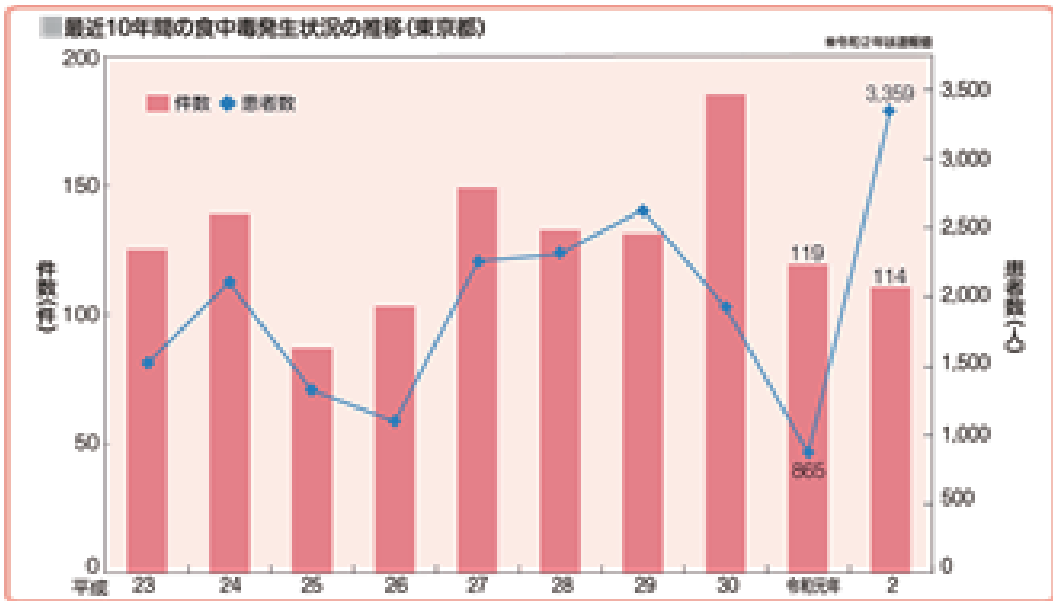
都は、東京都食品安全条例に基づき、「食品安全推進計画」を策定し、生産から消費に至るまでの食品の安全 確保に向けた様々な施策を総合的・計画的に推進しています。

東京都食品安全条例

食品の安全確保に向けた基本的な方向性を示すとともに、東京の地域特性を踏まえ、都独自の健康への悪影響の未然防止策を盛り込んでいます。

食中毒対策

飲食店などを対象に衛生指導や衛生知識の普及啓発を行っています。また、食中毒発生時には、患者や関係施設の検査などにより発生原因を究明し、被害の拡大防止や再発防止に努めています。



食品衛生法改正への対応

国は、平成 30 年に食品衛生法を改正し、営業許可 業種の見直し及び届出制度の創設を行いました。また、原則として全ての食品等事業者には「H A C C P(※) に沿った衛生管理」の取組を求めることとしました。都は、新たな営業許可又は届出の対象となる事業者を含めた食品等事業者が、「H A C C P に沿った衛生管理」を円滑かつ速やかに導入し、定着できるよう、丁寧な周知や相談の受付などの技術的支援を行うとともに、人材育成を進めていきます。

※H A C C P (ハサップ):従来の最終製品の抜き取り検査によるものではなく、製造工程中の重要な段階を重点的に監視することによって、製品の安全性を担保する手法

食品等の監視・検査

東京の地域特性を踏まえ、「食品衛生監視指導計画」を毎年度策定し、製造・流通・販売の各段階で監視・収去検査を行っています。

営業施設の許可・監視指導

食品営業施設の許可事務を行うとともに、許可施設に立ち入り、衛生管理状況の監視指導、営業者に対する衛生教育などを行っています。

食品表示の適正化

食品の安全性や品質、栄養に関する表示基準を規定する食品表示法や、原料原産地表示などを定めた東京都消費生活条例、米トレーサビリティ法、健康増進法などの法令に基づいて食品表示の検査や監視指導を実施しています。

また、食品事業者に対して正しい知識と情報を提供するため、新しい食品表示制度の普及啓発や適正表示推進者の育成を行っています。

食品等のリコールへの対応

食品等事業者が自ら食品等の回収を行う場合、令和 3 年 5 月 31 日までは東京都食品安全条例に基づく自主回収報告制度により、令和 3 年 6 月 1 日からは改正後の食品衛生法又は食品表示法に基づくリコール情報届出制度により、その情報を都民に提供します。

食品衛生自主管理認証制度

食品関係施設が取り組む自主的な衛生管理を積極的に評価する制度です。各施設の衛生管理の方法について、都が指定した第三者機関が審査し、都が定める基準を満たしていると認められる施設を申請により認証し、広く都民に公表します。

また、チェーン店等の衛生管理を認証する仕組み及び既にISO等の国際規格等の認証を受けている施設を認証する仕組みを導入しています。

なお、H A C C P に沿った衛生管理の制度化に伴い、本制度における事業者の自主的な衛生管理の向上を図る役割は終わるため、令和 3 年 5 月末で新規認証及び更新手続を終了することとしています。

食品安全審議会

都民や事業者、学識経験者により構成される知事の附属機関として、食品安全推進計画など、都における食品の安全確保に関する施策を審議します。

食品安全情報の提供

食の安全に関する正しい情報を共有するため、消費者・事業者・行政が食の安全について意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム」等を開催します。

また、ホームページ、SNS、メールマガジン、パンフレットや啓発動画の配信等により、食品の安全に関する様々な情報を分かりやすく提供しています。

食品安全情報の外国人への発信

東京を訪れる外国人が安心して食を楽しめるよう、飲食店等が外国人客に対してアレルギーの原因食品の情報を適切に提供できるよう支援していきます。

また近年、都内において外国人の飲食店等従事者が増加している背景を踏まえ、外国人従事者が適切な衛生管理を実施できるよう支援していきます。

健康食品対策

健康食品による健康被害の未然防止・拡大防止のため、表示や医薬品成分の検査、取扱事業者向け講習会、医療機関等と連携した健康被害情報の収集を実施しています。

食品安全情報評価委員会

都民や学識経験者により構成され、食品等の安全性に関する情報の収集・分析・評価を行います。

医薬品等の安全

医薬品や化粧品は、私たちの健康や生活に密着した不可欠なものです。都では、医薬品等について製造から使用に至るまで様々な視点から品質、有効性、安全性の確保に取り組んでいます。一方、麻薬や覚醒剤などの乱用は健康を害することになり、非常に危険です。さらに、近年、若い世代を中心に大麻乱用が拡大し、また、新たな危険ドラッグも次々と出現しているため、平成30年度に改定した「東京都薬物乱用対策推進計画」に基づき、これらの薬物に対する指導取締りや薬物乱用防止啓発の充実など、総合的な対策を推進します。

医薬品等の承認・審査

都民に提供される医薬品及び医薬部外品の品質、有効性、安全性を確認するため、品目の承認・審査を行っています。

事業者の許可

医薬品等が適正な品質管理・安全管理の下で製造され、流通されるよう、製造販売業・製造業等の事業者の許可を行っています。

事業者に対する監視指導

医薬品、医薬部外品、化粧品、再生医療等製品及び医療機器の製造販売等を行っている事業者への立入調査(製品の品質確認のための製造所調査、副作用報告や安全確保措置確認のための事務所調査)を行っています。

違反品等の指導取締り

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許認可を取得していない違反品について、指導取締りを行っています。健康食品については、医薬品成分が含有されていないか調査するため、買上げによる成分検査を実施しています。

また、危険ドラッグに関しては、ビッグデータ解析やソーシャルリスニング監視(※)等により、国内外での流通動向を把握し、買上げによる成分検査を実施しています。未規制成分は、速やかな規制につなげ、違反品の販売中止措置等による市場からの排除に努めています。

※ソーシャルメディアやブログなどの書き込みをリアルタイムに収集、調査・分析し、非定型的な取引ワードを抽出して、流行製品や販売実態等を把握すること

医薬品等の広告監視

テレビや雑誌、インターネットなどによる医薬品等の広告が虚偽誇大にならないよう、監視指導を実施しています。また、広告を行おうとする事業者に対して相談指導を行っています。

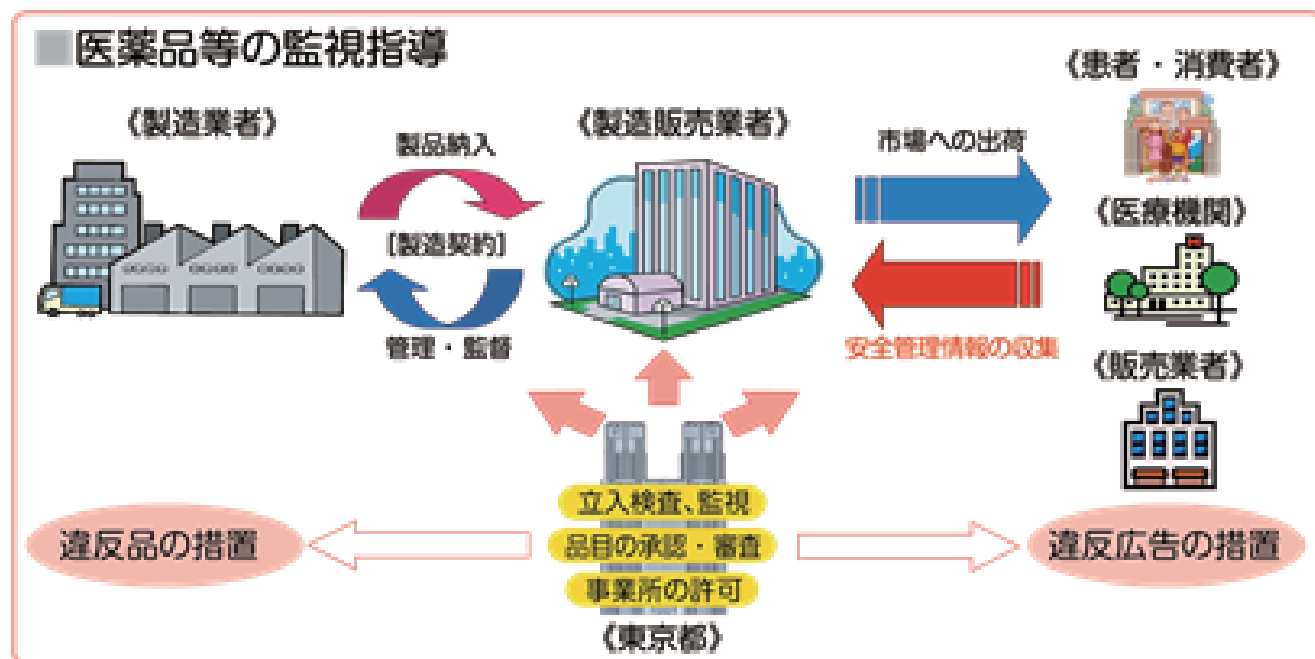
身近な健康相談の支援

都民が地域の身近な薬局を活用して、医薬品や健康に関する不安を解消できるよう、手軽に薬局を検索できる Web サイトで情報提供しています。

薬物乱用防止の啓発等

薬物乱用防止ポスター・標語の募集、薬物専門講師研修の実施、各種啓発資材の配布、専用サイトを活用した動画配信や危険性に関する情報提供による普及啓発のほか、麻薬中毒者相談員等による相談指導を行っています。

また、麻薬・向精神薬等取扱者への立入調査、不正な大麻・けしの抜去などの取締り等を行っています。





生活環境に起因する健康影響への対応

大気汚染や室内環境、食品や食器に含まれる化学物質などが健康に与える影響が懸念されています。健康影響を未然に防ぐための各種の保健施策や調査研究等を実施しています。

医療費の助成

大気汚染の影響を受けると推定される疾病である、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫、慢性気管支炎に患っている18歳未満の方で、都内に引き続き1年(3歳未満は6か月)以上住所を有するなど一定の要件を満たしている方に対して、医療費を助成しています。また、生年月日が平成9年4月1日以前で、有効な医療券をお持ちの方に医療費を助成しています。

化学物質等ばく露量の調査

化学物質等による人へのばく露は食事が主要な経路の一つと考えられています。ダイオキシン類・重金属・放射性物質等について、一日の食事からの摂取量を調査し、健康影響の未然防止を図っています。

シックハウスの対策

住居など建築物内の化学物質等に関する相談が多く寄せられているため、住まいの化学物質等についての相談や情報提供を行い、室内環境の向上を図っています。

シックハウス：

住宅等において、建材等に含まれる化学物質やカビ・ダニアレルゲンなどに起因する眼・鼻・皮膚への刺激症状やめまい・頭痛などの健康被害の総称

大気汚染等の健康影響調査

大気汚染による健康影響についての調査研究や光化学スモッグによると思われる健康被害の発生状況の調査などを行っています。

アスベストの健康相談

都内の保健所では、アスベストが原因と思われる健康障害に関する健康相談を行っています。

また、関係局が連携し、アスベストに関する最新の情報をホームページで提供しています

アレルギー疾患対策

平成29年度に「東京都アレルギー疾患対策推進計画」を策定し、総合的な取組を推進しています。

患者・家族等を対象とした講演会や、保育施設等の職員を対象とした緊急時対応のための研修などを実施しているほか、アレルギー疾患に関する情報を総合的に提供するポータルサイト「東京都アレルギー情報 navi.」により、疾患の基礎知識、研修教材や緊急時対応マニュアル、医療機関の情報等を提供しています。

また、アレルギー疾患を持つ方が状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療を提供する医療機関のネットワーク構築や、研修等による医療従事者の資質向上に取り組んでいます。

総合的な花粉症予防

花粉症の予防や症状の軽減に役立てるため、スギ・ヒノキ等の花粉の飛散状況の継続的な観測、解析を行い、花粉の飛散開始時期や飛散数等の情報をホームページを通じて提供しています。

また、小冊子「花粉症一口メモ」の配布により、花粉症の予防・治療等の知識の普及に努めています。



東京都の花粉情報



放射能測定体制及び情報発信の推進

○空間放射線量の測定

都内8か所に設置したモニタリングポストにより、空間放射線量を継続的に測定します。

また、測定機器の貸出しや技術的助言により、区市町村による測定を支援しています。

○食品等の放射性物質の検査の実施

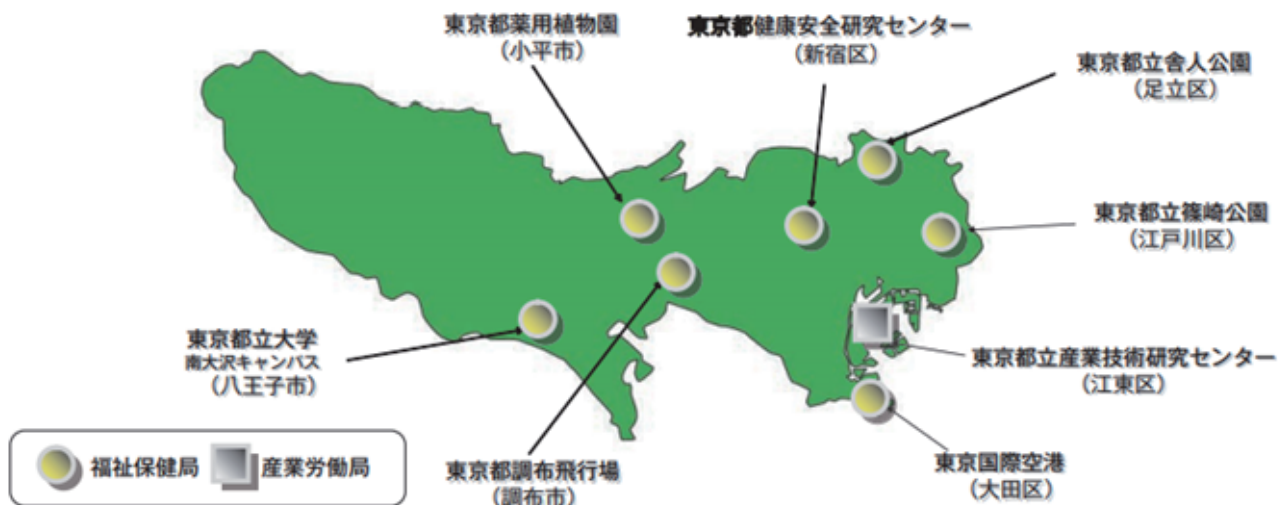
都内に流通している食品について、都民が日常的に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を中心に、モニタリング検査を行っています。

○情報発信の推進

放射能に関する測定・検査結果について随時ホームページで公表しています。

また、外国人の方向けに英語版での情報提供をしています。

モニタリングポストの設置場所



衛生的な環境の確保

多くの人が利用する興行場、旅館、公衆浴場等の営業施設や水道施設等の衛生確保のため監視指導などを行っています。

営業施設の衛生確保

理容所、美容所、クリーニング所、興行場（映画館、劇場など）、旅館、公衆浴場、プールなどの許可のほか、立入検査などの監視・指導を行っています。

特定建築物の衛生確保

事務所や店舗等の用途で一定規模以上の建築物について、空気環境、給排水管理などの監視・指導を行っています。

温泉利用の許可・監視指導等

温泉を利用する施設の許可や監視・指導を行っています。また、温泉成分分析を行う機関の登録や監視・指導を行っています。

飲料水の安全

水道施設などの監視指導や水質検査を行い、飲料水の安全を確保しています。また、簡易水道事業者などに対して、技術的・財政的支援を行っています。

ねずみ・衛生害虫等の相談・指導

ねずみ・衛生害虫等の被害を未然に防ぐため、適切な駆除方法等を普及啓発するとともに、都民からの相談に対応しています。

レジオネラ症の防止対策

公衆浴場、旅館、プール等を対象に利用者への感染を防止するため、循環浴槽等の衛生管理について監視・指導や助言を行っています。

の必要な物資の提供など、様々な取組を行っています。

動物愛護推進員

地域において、動物愛護や適正飼養についての普及啓発や助言、支援を行います。令和2年10月1日現在、298名の動物愛護推進員が活動しています。

動物取扱業の規制

動物の販売、保管、訓練、展示など動物取扱業の登録を行っています。また、販売時における動物の現物確認・対面説明や幼齢の犬猫の取扱い等の確認を含めた監視指導を行っています。

危険な動物の飼養規制

ライオン、わし、わになどの危険な動物（特定動物）についての飼養保管許可や飼養施設基準に基づく指導などを行っています。また、危害の発生防止のため、施設の立入調査による監視指導を行っています。

動物由来感染症

狂犬病や鳥インフルエンザなどの動物由来感染症の人への感染防止のため、調査研究を行い、予防対策を講じるとともに、発生時に迅速な対応ができるよう、体制を整備しています。

災害時の動物救護

危害防止及び動物愛護の観点から、避難所等での動物の受入れや動物救護活動が速やかに行えるよう、区市町村や都獣医師会等関係団体との協力体制を整備しています。また、区市町村が行う動物一時避難所整備、フード・ケージの備蓄、応急処置備品、飼い主を対象とした普及啓発等に対し、支援を行っています。

動物愛護相談センター

都における動物行政の拠点として、飼い主不明の犬の保護・収容、犬・猫の引取り、返還、譲渡、負傷動物の収容・治療、動物取扱業の登録・監視指導、特定動物の飼養保管許可、動物由来感染症対策などを行っています。

動物の愛護と管理

近年、犬や猫をはじめ様々な動物が飼育されるようになりました。一方で、飼育モラルの欠如による近隣への迷惑行為や動物取扱業での不適切な管理などペット動物に関する問題も生じています。また、人と動物の関係がより密接なものとなり、狂犬病、鳥インフルエンザなどの動物由来感染症の予防も一層重要となっています。

都では、「東京都動物愛護管理推進計画」に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して、施策の着実な推進を図っています。

動物の引取数減少・譲渡拡大

動物の殺処分ゼロの継続に向けて、引取数を減少させるため、動物の適正飼養・終生飼養の普及啓発や区市町村における飼い主のいない猫対策の取組支援などを実施しています。また、引取り・収容された動物の譲渡機会を拡大させるため、譲渡促進月間（11月）におけるPRイベントの開催や東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」による譲渡会等の情報提供、ボランティア団体等と連携した離乳前子猫の育成・譲渡、負傷動物の譲渡に協力する団体等へ



負傷動物の治療

(8) 広域的自治体としての役割

行政の担うべき役割は、福祉・保健・医療サービスを直接提供することから、地域の現状やニーズを把握し、地域の特性等に応じた政策により、多様な提供主体から構成される地域のサービス提供システム全体を調整することへと変化しています。これを踏まえて東京都は、都全体を視野に入れた「広域的なシステム全体の調整者」として、サービスの提供を直接に担う人材や地域の多様な活動主体に対して、財政面や技術面からの支援、新たな仕組みづくり、指導検査等、様々な形で働きかけ等を行い、都全域における「ニーズとサービス提供の調和」を総合的に図っていきます。

区市町村の主體的な施策展開の支援

区市町村が地域特有のニーズを捉え、地域の多様な社会資源を活用して施策を展開できるよう、広域的・専門的な視点から、区市町村の施策展開を支援していきます。

福祉保健区市町村包括補助事業（都の包括補助制度）

区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして実施する福祉・保健・医療サービスの各分野における事業を支援しています。

■福祉保健区市町村包括補助事業の補助対象（例）

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">○高齢社会対策区市町村包括補助事業<ul style="list-style-type: none">・介護サービスにおけるデジタル技術を活用した利便性向上支援事業・生涯現役社会に向けたシニアの社会参加推進事業・認知症普及啓発事業○障害者施策推進区市町村包括補助事業<ul style="list-style-type: none">・区市町村ヘルプマーク活用推進事業・障害者地域生活移行・定着化支援事業・区市町村発達障害者支援体制整備推進事業○医療保健政策区市町村包括補助事業<ul style="list-style-type: none">・がん検診精度管理向上事業・災害医療計画策定支援事業・飼い主のいない猫対策 | <ul style="list-style-type: none">○地域福祉推進区市町村包括補助事業<ul style="list-style-type: none">・福祉サービス第三者評価の実施・成年後見活用あんしん生活創造事業・情報バリアフリーに係る充実への支援・心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援・スキルアップ・定着支援推進研修事業○子供家庭支援区市町村包括補助事業<ul style="list-style-type: none">・子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業・病児保育促進事業・子供家庭支援センター事業・ひとり親家庭自立支援プログラム策定推進事業・要支援家庭の早期発見・支援事業 |
|--|---|

サービスの信頼確保と質の向上への取組

多様な事業者・医療機関等が提供するサービスの中から、利用者・患者が安心してサービスを選択し利用するためには、サービス内容の情報提供や相談機能、契約締結支援、サービス評価・苦情対応などの支援が必要です。東京都は、関係各法に基づき、迅速・的確に権限を行使することにより、適正なサービス提供を促すとともに、サービスの質の一層の向上に向けた取組を推進しています。

社会福祉法人の認可・運営指導

都内に主たる事務所を置く社会福祉法人の設立認可等は、社会福祉法人が一つの区市の区域内で事業を実施する場合は区長・市長が行い、複数の都道府県又は複数の区市あるいは町村の区域で事業を行う場合は都知事、事業を実施する区域が2以上の地方厚生局にわたり、かつ、全国を単位として事業が行われる等

の場合は、厚生労働大臣が行っています。

また、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人の経営改善及び悪質な法令違反を行う法人の解消に向けた対策を講じ、法人運営の適正化を図っています。

社会福祉法人・施設等に対する指導検査

国、区市町村、関係機関と連携を図りつつ、事業者が法令を遵守し、適正なサービスを提供することはもとより、事業者を育成し、サービスの質が更に向上するよう、指導検査を行っています。多様な検査手法の活用などにより、多くの事業者を対象として効果的かつ効率的に実施するとともに、不正や不適切な事例には迅速に対応を図っています。

指定市町村事務受託法人

公益財団法人東京都福祉保健財団が、介護保険法並びに障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定市町村事務受託法人として、区市町村が行う実地指導の一部を担っています。この受託法人の稼働により、区市町村では実地指導の体制整備・強化を、都ではより重点的かつ効果的な指導検査への取組を図っています。

福祉情報総合ネットワーク（とうきょう福祉ナビゲーション）

福祉サービスの利用者が自分のニーズにあったサービスを選ぶことができるよう、選択に必要な情報を提供する仕組みです。

ネットワークでは、高齢者、障害者、子供家庭など各分野について、サービス提供事業者やサービス内容及びサービス評価に関する情報などを提供しています。また、必要な情報を簡単に探すことができるよう「東京の福祉オールガイド」というガイドページを整備しています。ホームページの作成に当たっては、だれもが情報を入手できるようユニバーサルデザインに配慮するとともに、FAX などの様々な方法で情報提供を行っています。

民間社会福祉施設サービス推進費補助

民間社会福祉施設の創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図っています。

○民間社会福祉施設に対する「第三者評価の受審」と「経営情報公開」の義務化

利用者サービスの更なる向上を促進するとともに、施設運営の透明性を確保するため、下記の事項をサービス推進費の全額補助の要件としています。

- 1 都独自の第三者評価を少なくとも3年に1度は必ず受審し、結果を公表（受審しない年は、「利用者に対する調査」を実施）
- 2 施設の財務情報等（収入・支出、サービス推進費の状況等）を毎年度公表

福祉サービス第三者評価制度

都における福祉サービス第三者評価制度は、専門的な知識を持ち中立的な第三者である多様な評価機関が、事業者と契約を締結し、サービスの内容、組織のマネジメントの力等の評価を行い、その結果を公表する仕組みです。

利用者は、評価結果情報を活用して事業者やサービスを比較し、選択することができます。また、事業者も自らのサービスのレベルや事業経営の課題などを把握し、改善に着手することが期待できます。

都では、公益財団法人東京都福祉保健財団に「東京都福祉サービス評価推進機構」を設置し、平成 15 年度から福祉サービス第三者評価を本格実施しています。引き続き、評価制度の更なる普及、定着を図っていきます。

福祉サービス総合支援事業

福祉サービスの利用者などに対する支援を、住民に身近な区市町村が総合的・一体的に実施するため、①福祉サービス利用に際しての苦情、判断能力が不十分な方々の権利擁護相談、成年後見制度の利用相談に一体的に対応、②判断能力が不十分な方々、要支援・要介護高齢者、身体障害者に対する福祉サービス利用援助、③苦情や権利擁護相談に対応する第三者機関などの設置の補助を行います。

○苦情対応の仕組み

福祉サービス利用者からの苦情は、相談者にとって身近で、事業者とも調整しやすい区市町村が中心となり、関係機関と連携をとりながら対応しています。また、東京都社会福祉協議会に設置されている福祉サービス運営適正化委員会でも相談に応じています。

成年後見活用あんしん生活創造事業

認知症や知的障害・精神障害などにより判断能力が十分でない方々が地域で安心して暮らすためには、福祉サービスの利用や財産管理などをサポートする「成年後見制度」の活用が重要です。制度の積極的な活用を図るため、区市町村における「成年後見制度推進機関」の設置・運営などを支援するとともに、都も制度の普及・促進に取り組んでいます。

(9)災害に備えた体制の充実・強化

東日本大震災における被災地での対応や都内で起きた事象、また、今後の首都直下型地震の際に都内で想定される事態を踏まえ、それに適切に対応できるよう対策を進めます。

社会福祉施設・医療施設等の耐震化の促進・機能の確保

社会福祉施設等の耐震化の推進

社会福祉施設等は、高齢者や障害者、子供など自力での避難が難しい方が多く利用する施設であるとともに、その一部は地震発生時に被災者の受入機能を果たすことから、利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化経費の補助を実施するとともに、施設に対して積極的な働きかけを行い、耐震化を促進します。

社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業

耐震化が必要な施設を個別訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣などきめ細やかな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。

児童福祉施設等耐震化促進事業（土地賃料）

耐震化に向けた改修及び改築に際して必要となる仮設施設の土地の賃借料に補助を行い、保育所等の耐震化を一層強力に推進します。

保育施設の非構造部材耐震対策支援事業

保育施設の非構造部材の耐震化にかかる経費を補助することにより、子供の安全確保のための取組を促進します。

災害救助用物資の備蓄・提供
被災者への生活支援
福祉保健局職員による災害対策
災害時要配慮者対策の推進

在宅人工呼吸器使用者への支援

○在宅人工呼吸器使用者災害時支援

災害時要配慮者のうち、在宅人工呼吸器使用者について、その緊急性・特殊性に鑑み、本人・家族及び支援に関わる者が災害への備え及び災害発生時の適切な対応を行えるよう、要配慮者支援体制整備の実施主体である区市町村が、事前に災害時の個別計画を作成することを支援します。

○在宅人工呼吸器使用者療養支援事業

在宅人工呼吸器使用者の停電時等の安全を図るため、災害時の個別計画に基づき区市町村が行う予備電源等の確保を支援します。

○在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業

災害医療の充実

医療救護活動と災害用医薬品などの備蓄
災害拠点病院の整備
災害医療派遣チーム（東京 DMAT）の整備
災害拠点精神科病院等の整備
災害時こころのケア体制整備
災害医療協議会
地域災害医療連携会議
災害医療コーディネーターの配置

被災者への支援

東京都では、区市町村や医療機関と連携した予防・応急対策や復旧を行うため、全庁的な地域防災計画、東京の防災プランなどを策定するとともに、各局においても活動マニュアルを整備するなど、災害に対して迅速に対応できる体制整備に努めています。

3 参考資料

東京都福祉保健局の組織・問い合わせ先

部	課	主な業務	電 話 市外局番は (03)	FAX
総務部	総務課	局の庶務、議会、文書、広報広聴、調査・統計	5320-4021	5388-1400
	企画政策課	局の企画調整、政策連携団体に係る調整、区市町村との連絡調整	5320-4019	5388-1401
	計理課	予算・決算・会計	5320-4013	
	契約管財課	局の契約、財産及び物品の管理、工事、監査	5320-4025	5388-1400
	職員課	局の人事、組織、定数、福利厚生、研修	5320-4023	
指導監査部	指導調整課	指導検査の総合調整、社会福祉法人設立認可	5320-4192	5388-1416
	指導第一課	介護保険事業者及び障害福祉サービス事業者等への指導検査	5320-4287	5388-1415
	指導第二課	保護施設及び宿泊所、児童養護施設、保育所等への指導検査	5320-4054	
	指導第三課	保険医療機関及び保険薬局等への指導検査	5320-4174	5388-1416
医療政策部	医療政策課	医療政策の企画調整、医療改革の推進、地域医療対策、がん医療対策	5320-4423	5388-1436
	救急災害医療課	救急医療、災害医療、小児救急医療、周産期医療、へき地医療	5320-4427	5388-1441
	医療安全課	医療施設等許認可・監視指導、患者の声相談窓口	5320-4431	5388-1442
	医療人材課	医療従事者確保対策、免許、医療社会事業	5320-4441	5388-1436
	監察医務院・看護専門学校（7）			
保健政策部	保健政策課	保健政策の企画調整、保健所事務事業の調整・管理	5320-4352	5388-1427
	健康推進課	健康づくりの推進、成人保健対策、健康増進事業、がん予防、がん登録、受動喫煙防止対策、保健栄養事業、栄養士免許、自殺総合対策	5320-4356	
	疾病対策課	難病対策、肝炎対策、被爆者援護、臓器移植・献血対策	5320-4471	5388-1437
	医療助成課	医療費助成	5320-4453	
	国民健康保険課	国保事業及び後期高齢者医療制度の財政、区市町村・国保組合・後期高齢者医療広域連合等指導、審査会	5320-4164	5388-1409
	保健所（6、出張所4、支所2）			
生活福祉部	計画課	生活福祉の企画調整、旧軍人等の援護、中国帰国者対策、福祉のまちづくり	5320-4063	5388-1403
	保護課	生活保護、保護施設及び宿泊所の運営指導、保護の実施機関への指導検査、路上生活者対策、山谷対策	5320-4064	5388-1405
	地域福祉課	低所得者の福祉対策、民生・児童委員、権利擁護、ひきこもりに係る支援、福祉人材対策	5320-4072	
	西多摩福祉事務所			
高齢社会対策部	計画課	高齢者施策の企画調整、高齢者保健福祉計画の策定	5320-4568	5388-1395
	介護保険課	介護保険に係る財政、区市町村支援、審査会、事業者指定、介護人材対策	5320-4291	
	在宅支援課	高齢者の在宅福祉、認知症高齢者への支援	5320-4271	
	施設支援課	施設事業者の運営指導、介護老人福祉施設等の整備費補助 板橋キャンパス及び東村山キャンパスの整備等、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの運営支援	5320-4264	5388-1391
少子社会対策部	計画課	子供・家庭・女性施策の企画調整、子供・子育て支援総合計画	5320-4113	5388-1406
	家庭支援課	子育て支援事業、児童相談所の企画・調整等、小児慢性特定疾病等医療費助成、母子保健事業	5320-4371	
	育成支援課	ひとり親家庭の支援、女性福祉施策、社会的養護、児童に関する手当	5320-4125	
	保育支援課	保育対策	5320-4128	
	児童相談センター・児童相談所（9）・児童自立支援施設（2）・女性相談センター（1、支所1）			
障害者施策推進部	計画課	障害者施策の企画調整、障害者計画の策定、障害者の社会参加推進	5320-4143	5388-1413
	地域生活支援課	障害者の在宅福祉、障害者の就労支援	5320-4324	5388-1408
	施設サービス支援課	施設事業者の運営指導、都立障害者施設の運営、重症心身障害児（者）施策の企画立案、障害者施設の整備	5320-4146	5388-1407
	精神保健医療課	精神障害者の保健医療、発達障害・高次脳機能障害等支援体制の整備	5320-4461	5388-1417
	心身障害者福祉センター（1、支所1）・障害者福祉会館・療育医療センター（1、分園2）・療育センター・総合精神保健福祉センター（2）・精神保健福祉センター			

部	課	主な業務	電 話	FAX
健康安全部	健康安全課	健康安全対策の企画調整	5320-4458	5388-1426
	食品監視課	食品の規格・基準、食中毒対策	5320-4401	5388-1431
	薬務課	薬事関係免許、薬物乱用防止対策、医薬品等の製造販売承認、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に基づく監視指導、医薬品等の広告の適正化	5320-4511	5388-1434
	環境保健衛生課	環境に係る健康影響対策、アレルギー・花粉症対策、環境衛生施設の衛生対策、動物愛護管理、動物由来感染症対策、貯水槽水道対策、水道事業の監督・支援	5320-4385	5388-1426
	健康安全研究センター（1）・市場衛生検査所（1、出張所2）・芝浦食肉衛生検査所（1）・動物愛護相談センター（1、支所1、出張所1）			
感染症対策部	計画課	感染症対策の企画調整	5320-4535	5388-1432
	防疫・情報管理課	感染症法の施行、新興・再興感染症、感染症発生動向調査、積極的疫学的調査、結核対策、エイズ・性感染症対策	5320-4482	
	事業推進課	感染症対策の事業推進	5320-4347	

● 令和3年4月現在の情報を掲載しています。

2021「東京の福祉保健」

印刷物規格表第1類
印刷番号(2) 263

令和3年4月1日発行

編集・発行 東京都福祉保健局総務部総務課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5320-4032

印刷／株式会社スコープ・インターナショナル

